

# 手順書：循環動態に係る薬剤投与関連

## 34. 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整(1)(2)

### 【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(口渴、血圧、尿量、水分摂取量、不感蒸泄等)及び検査結果(電解質)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、持続点滴中の利尿剤(注射薬)の投与量の調整を行う

### 【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

- 尿量の低下、肺うつ血、胸水・腹水、浮腫、体重増加、体液バランスが不均衡等がみられ、利尿剤の投与が必要と判断される患者
- 高K血症がみられ、Kの排泄のために利尿剤の投与が必要と判断される患者



### 【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 意識状態の変化がない
- バイタルサインの変化がない
- 心不全徴候がない
- 急激な電解質異常がない

病状の範囲外

不安定  
緊急性あり

担当医師に直接連絡



病状の範囲内



安定  
緊急性なし

### 【診療の補助の内容】

- 持続点滴中の利尿薬の投与量の調整
  - ・バイタルサイン、心電図、尿量等のモニタリングを行う
  - ・添付文書の用法・容量に基づき薬剤の投与量を調整する  
フロセミド(ラシックス)  
カルペリチド(ハンプ)  
スピロノラクトン(アルダクトン) など



### 【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 意識状態の変化
- バイタルサインの変化
- 尿量、時間尿量の推移
- 心不全症状の有無
- 腎機能、電解質、血清/尿浸透圧
- 画像所見(XP、CT等)
- 心・肺エコー所見
- 薬物による副作用の有無:低血圧、低K・Na・Ca血症、アルカローシス等

<確認事項>  
異常・緊急性あり

担当医師に直接連絡



### 【医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

- 担当医師に直接連絡する



### 【特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法】

- 担当医師に直接連絡する
- 特定行為の実施を診療録に記載する